

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市農業委員会長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年6月9日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>27 農業委員会事務局</p> <p>(1) 農地基本台帳認定業務及び農地現況調査業務委託（報告書 162 ページ）</p> <p>○成果および必要性の検討</p> <p>通知文は世帯に対して送付されるので、契約変更後における世帯台帳の数（32,966）と通知文（40,148）の数量は同一のはずであるが、発送までに集計が間に合わず通知文を概算で発注したため結果的に約 7 千枚余分に作成してしまっている。発注までの時間を考え必要な準備をして無駄のない発注が可能になるようにする必要がある。</p> <p>○適切でない積算</p> <p>用紙代の耕作地台帳の枚数（65,000 枚→55,891）が減少しているにもかかわらず耕作地台帳の筆数のプリント料（330,000 のまま）が減少していない。</p> <p>担当課の説明によれば、耕作地台帳を印刷するために 330,000 件（筆）の読み込みが必要で、積算書のプリント代の中には罫電算の機械使用料も含まれているため、印刷枚数が減少しているにもかかわらず減少していないとのことである。</p> <p>積算においてプリント代（変動費）と機械使用料（固定費）を区別していなかったために、変動しない機械使用料と業務の結果減少したプリント代を分けることができず、結果としてプリント枚数の減少を契約金額の減額に反映できなかった。</p> <p>積算に際して見積書の検討を十分に行う必要がある。機械使用料とプリント代金は別途に考える必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（農業委員会事務局）</p>	<p>本業務委託については、農地法の改正により調査すべきであると判断し、急遽 6 月に補正予算を確保し実施したもので、子弟等の正月の帰省の時期に間に合うよう 12 月に全土地所有農家へ通知する必要があり、結果として事前準備が不十分となり不要な通知を作成してしまったものである。</p> <p>また、積算については、当初契約時より契約の相手方罫電算の大型印刷機の機械使用料をプリント代に含めて設計し、委託したため、プリント代のみを減額変更することができなかつたものである。</p> <p>今後同様の業務を実施する時期は未定であるが、実施する際には事前準備に十分必要な時間をとるとともに、必ずプリント代と機械使用料を明確に区分するなど、より詳細な項目でかつ適正な積算をするよう担当者及び事務局職員に指導し、改善を図るようにした。</p> <p style="text-align: right;">（農業委員会事務局）</p>